

2021 文子幼第 3205 号
令和 3 年 8 月 31 日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 中川 景司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保育園の対応について

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育園における感染対策にご協力いただき深く感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、東京都を対象に、緊急事態宣言が発令されているところですが、都内における日々の感染者数は高止まりし、重症者数は過去最多を更新する日が増えている状況です。文京区内の保育施設においても感染者の発生事例が増えており、令和 3 年 8 月 (8/26 現在) は 34 件に到達し (令和 3 年 7 月は 16 件)、感染報告がない日はない状況です。

一方で、都内の感染拡大に伴い、文京保健所を含む都内の保健所は更にひっ迫しております。1つの施設で複数の陽性者が発生することもあり、濃厚接触者の特定に時間がかかり、休園期間が長くなる傾向も続いております。

市中感染、家庭内感染が増えている中で、いつ、どこの園で感染者が発生してもおかしくない状況にあります。日中、元気に登園、勤務していた園児、職員がその日の夜に急な発熱に見舞われ、コロナ陽性と判定されることも珍しくなく、園運営を続ける以上、どこの園でも、どこのご家庭でも、急なお迎えや休園等が発生しうることを改めてご理解賜りますようお願いいたします。あわせて、お子さんに発熱等の症状や体調不良が見られる場合は、保育園への登園を控え、医療機関を受診いただきますようお願いいたします。また、検査が陰性の場合でも毎日の健康観察にご留意ください。

なお、令和 3 年 7 月 12 日から 8 月 31 日までを期間として緊急事態宣言が発令されているところですが、先般、発令期間が 9 月 12 日まで延長されました。区では、緊急事態宣言発令期間中は「家庭保育の協力要請」期間とし、お休みした日の基本保育料の日割還付を行うこととしており、今回延長された発令期間についても、下記の対応といたしますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 保育園の運営について

- ◎ 保育園等の運営は原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、緊急事態宣言発令期間中は「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ◎ 「家庭保育の協力要請」については、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけるご家庭に、ご協力いただける範囲でお願いするものですので、登園する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。
- ◎ ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、保育時間の短縮によるご協力も大変有り難く、お迎え時間を早めていただくなど、保育時間の短縮にご協力ください。
- ◎ 「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため登園を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、基本保育料の日割還付を実施いたします。
- ◎ 各園で行っております感染症対策には、引き続きご協力をお願いします。
なお、園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、一定期間、臨時休園となる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

2 その他

- ◎ ご家庭での子育てについてご不安や心配なこと、困りごとなどがありましたら、どうぞ抱え込まずに園又は以下の相談先にご相談ください。

【相談先】 ○電話相談（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

健康、育児（栄養、歯科）	保健サービスセンター	03-5803-1807
	保健サービスセンター本郷支所	03-3821-5106
ご家庭での子育ての不安や心配ごと	子ども家庭支援センター	03-5803-1109

- ◎ 今後の感染状況等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

3 お問合せ

- ◎ 区立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係（電話 03-5803-1189）
- ◎ 私立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当（電話 03-5803-1845）
- ◎ 基本保育料還付（返金）、在園資格に関すること
子ども家庭部幼児保育課 入園相談係（電話 03-5803-1190）